

## ダイハツWi-Fi通信サービス契約約款の新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>第1条～第14条（略）</p> <p>第15条（本サービスの利用）</p> <p>1. 本サービスは、以下の各号の要件が全て満たされることを条件としてご利用可能となります。</p> <p>①通信端末が利用車両内に設置されていること</p> <p>②利用車両のエンジンがかかっている状態であること</p> <p><b><u>ただし、所定時間内に契約者または利用者の通信機器と利用車両がダイハツコネクタアプリを利用した当社所定の方法で連携され、当社指定の認証が完了しない場合には、本サービスはご利用いただけなくなります。</u></b></p> <p>2.～ 6.（略）</p> <p>第16条～第41条（略）</p>	<p>第1条～第14条（略）</p> <p>第15条（本サービスの利用）</p> <p>1. 本サービスは、以下の各号の要件が全て満たされることを条件としてご利用可能となります。</p> <p>① 通信端末が利用車両内に設置されていること</p> <p>② 利用車両のエンジンがかかっている状態であること</p> <p>③ 契約者または利用者の通信機器と利用車両がダイハツコネクタアプリを利用した当社所定の方法で連携されていること</p> <p>④ 当社指定の認証が完了すること</p> <p>2.～ 6.（略）</p> <p>第16条～第41条（略）</p>	<p>変更</p>